

「食支援団体向け保険サービス説明会」Q&A

フードバンク活動保険について

質問	回答
自治体の直営でフードバンクを実施している場合は、全国フードバンク推進協議会の準会員登録、フードバンク活動保険への加入はできますか。	フードバンク活動保険の加入には、全国フードバンク推進協議会の会員または準会員団体であることが求められます。また、全国フードバンク推進協議会の準会員に自治体直営のフードバンクが登録することはできないため、フードバンク活動保険に加入することはできません。
フードバンク活動保険に加入するにあたり、全国フードバンク推進協議会の準会員の登録をさせていただきたいのですが、その手続きの方法を教えてください。	説明会動画（準会員手続きについて）： https://www.fbk-yougikai.net/news/news/20250930.html?pre=S5eBU8KcasJHSXLdMVzGSaXPeD1ebFDW9wj2Ls8F （④準会員団体の申請手続き・保険申込み） 保険の申込みを希望する団体様で、まだ全国フードバンク推進協議会の会員（加盟団体）ではない場合は、次の URL より準会員の登録及び保険のお申込みをお願いいたします。 準会員入会用 URL： https://forms.gle/MMzpaqgzWTiegZtYA 保険申込み用 URL： https://forms.gle/XSysWTXFTPRuysFR8 既に全国フードバンク推進協議会の会員（加盟団体）で、保険の申込みを希望する場合は、以下の URL からお手続きをお願いいたします。 保険申込み用 URL： https://forms.gle/XSysWTXFTPRuysFR8
当団体は中核フードバンク（ネットワーク組織）であり、全国フードバンク推進協議会の会員ですが、当団体に加盟する地域フードバンク団体は全国フードバンク推進協議会の会員団体ではありません。この場合、地域フードバンク団体は、フードバンク活動保険に加入することはできますか。	団体契約という性質から、団体契約者である全国フードバンク推進協議会の直接的な会員でない場合、保険には加入できません（団体契約者の構成員以外の加入は認められません）。

当団体は、県域のフードバンクのネットワーク協議会（中核フードバンク団体）ですが、フードバンク活動保険に加入することは可能でしょうか。なお、地域フードバンクと同様に実際に食品の取り扱いもあります。	申込みフォームには、全国フードバンク推進協議会の準会員登録に必要なチェックリストがあります。すべての要件を満たしている場合にのみ、申込みの対象となりますので必ずご確認のうえ、お手続きください。また、中核フードバンク団体であっても食品の取り扱い（食品の受け入れや保管、運搬、配布）がある場合は保険に加入していただくことが可能です。
当団体はフードバンク活動には取り組んではいません（食品の受け入れや保管、運搬、配布を行っていない）が、中核フードバンク団体としてファシリテーター（食品や資金のマッチング等）に取り組んでいます。全国フードバンク推進協議会の会員でもあります。フードバンク活動保険に加入することはできますか。	全国フードバンク推進協議会の会員であればフードバンク活動保険に加入することは可能です。食品取扱がない中でも、例えばスタッフの瑕疵により、第三者に身体障害や財物損壊が発生した場合で法律上の賠償責任を負った場合などは補償の対象となります。
当団体は食品の保管用の倉庫を持たず、食品企業等からの食品寄附を地域フードバンク団体にマッチング（需給調整のみ）を行うファシリテーター（中核フードバンク団体等）に取り組んでいます。当団体から、地域フードバンク団体にマッチング（食品企業から地域フードバンク団体に直送）した食品が元で食中毒等が起きた場合は、補償の対象になりますか。	地域フードバンク団体にマッチング（食品企業から地域フードバンク団体に直送）した食品が元で食中毒等が起きた場合、ファシリテーター（中核フードバンク団体等）が直接食品を取り扱うことはないことから、ファシリテーター（中核フードバンク団体等）が法律上の賠償責任を負うことはないと考えています（食品企業または地域フードバンク団体が法律上の賠償責任を負うものと想定されます）。したがって、ファシリテーター（中核フードバンク団体等）がこの保険に加入する場合、上記事例は対象にはなりません（そもそもファシリテーターには賠償責任が発生しないことから）。一方で、地域フードバンク団体がこの保険に加入しており、地域フードバンク団体に瑕疵がある等の場合は補償の対象となります。
当団体は、フードバンクとフードパントリー、こども食堂に取り組んでいます。当団体が行うフードパントリー活動やこども食堂において生活困窮世帯に直接提供した食品に起因して食中毒が発生した場合には、フードバンク活動保険の対象になりますか。	フードバンク団体がフードバンク活動に付随する形で行うフードパントリー活動(調理を伴わない食品の提供)であれば補償の対象となります。 ただし、今回のフードバンク活動保険（賠償責任保険）においては、フードバンクに限定した保険料設定をしているため、調理を伴う子ども食堂の取り組みに起因する賠償責任は補償の対象とはなりません。ただし、原因・調査の結果、子ども食堂が提供した食品であっても、その元となるフードバンクからの食品提供に瑕疵があった等（こども食堂における調理の瑕疵ではなく、そもそもフードバンクでの食品保管に問題があったなど）の場合で、それによってフードバンク活動による法律上賠償責任が生じた場合は、補償の対象となります。

	償責任を負う場合はフードバンク活動による責任分は補償の対象となります。
消費者庁のガイドラインの定義では、当団体はフードバンク活動のほかにフードパントリーの活動も行っていますが、フードバンク活動保険ではフードバンク活動のみが補償の対象となるのでしょうか。	フードバンク団体がフードバンク活動に付随して行う、フードパントリー活動は補償の対象となります。フードバンク活動の実態がないフードパントリー団体等の単独での保険加入はできません（全国フードバンク推進協議会の団体資格を満たさないため）。
フードバンクの瑕疵により、食品を提供した先のフードパントリーで被害が生じた場合には、フードバンクに法的責任が及ぶと思いますが、この場合は補償が適用されるのでしょうか。	補償の対象になります。フードバンクがフードパントリーに食品を提供し、フードパントリーが受益者に食品を提供する流れになると思われますが、万が一事故が発生し、その責任がフードバンクにある場合には補償対象となります。
フードバンク団体職員の瑕疵により、食品を提供したパントリー団体やこども食堂で食中毒が発生。食中毒が起因した食品が特定・報道されたことで食品メーカーから何かしら訴えられた場合の係争費用も補償の対象でしょうか。	フードバンク活動保険（賠償責任保険）は、第三者の身体または財物に損害を与えて、それにより賠償請求や訴訟を受けた場合に、法律上の損害賠償金や争訟費用を補償する保険です。ご照会いただいたケースですと、食中毒（身体損害）の被害者からの訴えではなく、食品メーカー（身体や財物の損害なし）からの訴えですので補償の対象とはなりません。
現在 NPO 活動保険に加入しているが、今回のフードバンク活動保険との違いについて、主に補償範囲や補償金額等の違いを教えてください。	NPO 活動保険について具体的な内容が分かり兼ねますが、NPO 活動保険ではフードバンク活動に限らず、様々な NPO 活動に応じた保険になっていると思われます。フードバンク活動保険とは概ね同じようなものが付帯していると推測されるものの、詳細は分かり兼ねるため、直接保険会社に確認いただければと思います。
フードバンクでの取扱量が 10 トン以下であれば保険料は 1,930 円のみであると考えてよいでしょうか。	10 トン以下であれば 10 トンでも 1 トンでも一律で 1,930 円[A プラン（5,000 万円プラン）1 年間] となります。1 年間ではなく 8 カ月や 4 カ月のプランの場合や、B プラン（1 億円プラン）の場合には金額が異なります。
2024 年度の取扱量は 10 トン以下であるが、2025 年は既に 10 トンを超えている場合、どの時点での取扱量が保険料算出の基準となりますか。	事業報告書などで確定した前年度の取扱い重量が適用となります。2026 年に加入する場合は、2025 年度の数字となります。なお、虚偽の数字や著しく誤った数字を告知された場合には、補償金の支払いができない場合がございます。

保険料の算定根拠となる取り扱い食品の重量（トン）の算定について、 ①トン数を申告する際に必要な提出資料として想定されているのはどのような資料でしょうか。 ②国の補助金（ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業等）などの採択を受け中間支援法人として支援団体に助成を行い、その支援団体が支援家庭に行った食支援物品の重量は算定対象となりますでしょうか。 ③弊会は主に全国のこども宅食団体を支援することを目的とした一般社団法人です。上記②の他、弊会が当該保険に加入する場合に算定対象となるフードバンクの取り扱い重量の算定は、どのように行われますでしょうか。	①あくまで申告ベースのため根拠資料の提出は不要です。ただし、申告いただく数値は告知事項ですので、虚偽の数値を告知いただいた場合などは補償金が支払われない場合があります。また告知義務違反で保険契約の解除となる場合もあるため正確な数値をご申告ください。 ②保険加入を行う団体が扱う食品量は、当該団体が寄付を受けたり、他の団体等から移譲を受けた食品などを想定しています。ファシリテーターの立場の団体が助成した団体の取り扱量は含みません。 ③直接の食品取扱がない場合、10 トン以下としてご加入ください。
ボランティアの方が怪我をした場合や、ボランティアの方がフードバンク団体の設備や備品を破損させた場合、それらは補償対象となるでしょうか。	ボランティアの方が、被保険者（フードバンク団体）の使用人であるかどうかで回答が異なります。 【使用人かどうかの判断について】 下記のいずれかに該当する場合使用人となります。 ①被保険者との間に使用従属関係がある者で、被保険者から賃金の支払いを受けている者。 ②被保険者の下請負人との間に使用従属関係がある者で、被保険者の下請負人から賃金の支払を受ける者。なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に規定する労働者派遣事業者から被保険者または被保険者の下請負人に対して派遣された派遣労働者は使用人とみなします。 ■ボランティアが使用人となる場合 ボランティアは第三者にはならない（被保険者の一部となる）ため、ボランティアがケガしたことに対して、被保険者が法律上の賠償責任を負っても補償されません。また、ボランティアがフードバンク団体の設備や備品を破損させた場合は、そもそもフードバンク自身のものを壊しているため第三者への賠償責任は発生しませんので補償されません。 ■ボランティアが使用人とならない場合（主に無償ボランティアなど） ボランティアは第三者になるため、ボランティアがケガしたこ

	とに対して、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合は補償されます（フードバンクに法律上の賠償責任がないけがは対象外です＝ボランティア個人の不注意など）。ボランティアがフードバンク団体の設備や備品を破損させた場合は、そもそもフードバンク自身のものを壊しているため、フードバンクとして第三者への賠償責任は発生しませんので補償されません。
食品製造業から食品の寄附をいただいた場合で、フードバンク団体の責任ではなく食品製造業の製造上の責任で異物混入があり、第三者に被害があった場合、フードバンク保険の対象になりますか。食品製造業からは廃棄予定（消費期限以内）の食品を寄附してもらうことになるため、求償をするようなことは避けたいと考えています。	フードバンク活動保険（賠償責任保険）は、第三者に身体または財物の損害があり、それによって被保険者（フードバンク）が法律上の賠償責任を負った場合に補償する保険です。したがって照会いただいたようなフードバンクではなく、食品製造業の製造上の責任であれば、それは法律上も食品製造業者が責任を負うものであり、それをこの保険で補償することはできません。なお、フードバンクへ賠償請求があった場合の被害者対応費用担保追加条項はこの限りではありません。ただし、フードバンクにも食品製造業者にもどちらも法律上の責任がある場合は、フードバンクの責任分については補償の対象となります。
フードバンク活動保険は、提供した食品に起因する法律上の賠償責任が補償対象となっていますが、ボランティア参加者が箱詰めを行った食品で食中毒が発生した場合は補償の対象になりますか。また、食品提供に従事したスタッフがボランティア参加者か有償スタッフかの違いで、補償内容に差はありますか。	箱詰めの中でフードバンク側に瑕疵があり、フードバンクが法律上の賠償責任を負う場合は補償の対象となります。箱詰めに瑕疵があったことによって、それが原因で食中毒が発生しフードバンクが法律上の賠償責任を負うものであれば、箱詰めを行った方がスタッフ・ボランティアであっても同じく補償の対象となります。
利用者にお渡しした食品について瑕疵があった場合に、①寄附者側の企業の保管に問題があったケース、②食品自体に欠陥があったケース、それぞれにおいても生産物特約条項の適用範囲となりますか。	この2つのケースについては、いずれもフードバンクに責任が及ぶのではなく、法律上の賠償も負わないと思われます。フードバンクに責任が及ぶのであれば適用されますが、寄附者側に責任があるため、寄附者側の企業・事業者が加入している保険が適用されることになるとと思われます。一方で、瑕疵の原因を確認している間に、フードバンクが見舞金を支払う場合は、見舞金特約の対象になります。
フードバンク活動保険は来年以降も販売する見込みでしょうか。また、来年以降も販売する場合、本年のように中途加入可能でしょうか。	来年以降の募集につきましては、関係各所と協議の上決定いたします。募集の回数などは未定ですが年2回程度は設定したいと考えています。

ボランティア活動保険・ボランティア行事保険について

質問	回答
子ども食堂を運営している団体あるいは個人が、保険に入っていない場合、食事を作るボランティアに参加する立場上、不安になります。このような場合、ボランティアとして参加する個人が保険をかけれる仕組みはないのでしょうか。	飲食物を提供する活動に従事する場合、一部の人だけが保険に加入しても、それ以外の人達が発生させた事故までを補償することができませんので、あくまでも全員が加入することをお勧めします。
ボランティア活動保険では、ボランティアのみならず最終受益者が食中毒になった場合にも、補償の範囲になるという理解でよいのでしょうか。	ボランティア活動保険では、ボランティア本人の食中毒のみならず、提供された食事が原因で最終受益者が食中毒になった場合も補償の対象となります。例えば、こども食堂でボランティアが調理を行い、その過程で衛生上の問題があり食中毒を発生させた場合、被害者に対して損害を賠償する責任があり、保険金をお支払いします。
団体の活動が複数の自治体に分かれている場合、自治体別の社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入する必要がありますか。	大規模な団体では、県や市町村を跨ぐことがありますが、こども食堂等を運営している単位ごとに、社会福祉協議会に登録してご加入いただくことをお勧めします。万が一、事故が発生した場合に、社会福祉協議会を通じた手続きが必要になるほか、対応を行う保険会社も県によって担当者が異なるため、それぞれご加入いただくことをお勧めします。
弊団体もボランティア保険に加入しておりますが、基本コースが3プランあり、Sプラン 250 円、Aプラン 300 円、Bプラン 500 円で、弊団体所属のボランティアさんはBプランに加入しています。今回の 350 円は全く別の保険ということでしょうか。ちなみにボランティア行事保険は 1 人 30 円で加入しています。	お客様がご加入されているボランティア活動保険は一部の都府県が別制度として運営しているボランティア活動保険と思われ、全社協のボランティア活動保険とは異なります。地域によっては全社協のボランティア活動保険にご加入いただくだけでなく、誠に申し訳ありませんが、引き続き、そちらの保険にご加入くださいますようお願いいたします。
当団体は営利を目的にしない団体ですが、運営している企業の CSR 事業として活動している場合、この 2 つの保険に入ることはできますか。	両保険とも、社会福祉協議会に登録いただいた地域福祉に取り組む団体及びグループの活動を対象にしており、企業の CSR を目的とした事業については、両保険の加入の対象になりません。